

# 留萌保健所健康危機対処計画（素案）の概要

## 1 総論

1 策定根拠	令和5年3月、地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号。以下「基本指針」という。）が改正され、各保健所が健康危機への対応と同時に、健康危機発生時においても健康づくりなど地域保健対策の拠点として機能が発揮できるよう「健康危機対処計画」（以下「対処計画」という。）を策定する。
2 策定趣旨	新興感染症への備えとして、平時から計画的に準備を進めるための具体的方策を示すもの。国、広域自治体としての都道府県、保健所の役割を明確にするとともに、健康危機に備えた平時からの計画的な体制整備等について定める。

## 2 項目と主な内容（構成）

項目	主な内容
はじめに	
(1) 経緯 (2) 国・道の取組 (3) 課題・問題提起 (4) 留萌保健所における地域事情・課題	関係法令の改正や計画策定の背景、新型コロナウイルス感染症対策に係る国、道の取組経過とそこから見えた課題、留萌保健所における地域事情（地理的条件）及び課題について
第1章 基本的な考え方	
(1) 対処計画の基本的な考え方 (2) 実施上の留意点 (3) 発生段階の定義 (4) 実効性の担保と定期的な評価（レビュー）	(1) 本庁及び保健所における健康危機管理体制や北海道感染症予防計画及び北海道新型インフルエンザ等対策行動計画等を踏まえ、留萌保健所健康危機管理対処計画（感染症編）を作成。対象とする感染症は新興感染症とし、平時から有事に備えた体制を構築し、有事の際には必要な対策を講じる。(2) 対策の実施に当たっては、国の法令に基づき、基本的人権を尊重する。(3) 国内外での新興感染症等の発生状況により、発生段階を定義づけし、(4) 対処計画の内容については、作成した内容が形骸化することがないように、実践的訓練等を通じて実効性を担保し、適宜、評価を実施しながら、対処計画に反映するよう努める。
第2章 平時における準備	
(1) 業務量・人員数の想定 (2) 人材育成 (3) 組織体制 (4) 業務体制 (5) 関係機関との連携 (6) 情報管理・リスクコミュニケーション	(1) 新型コロナウイルス感染症の「第6波」と同規模の感染が流行初期に発生した場合の流行開始（国による「発生の公表」）から1か月間の業務量を想定し実用な人員確保数を想定する。また、本庁と連携し保健所の人員体制確保や設備等、整備、業務の標準化や効率化に努める。(2) 迅速な対応に実施するため、保健所は感染症有事体制に構成される人員を対象に感染症対応研修・訓練の実施に努める。(3) 所内における管理責任者等、指揮命令系統の明確化と可視化をし、平時から組織体制整備を図り、健康危機対応に当たっては保健所全体が連携して取り組む。また、受援体制整備、職員の安全管理、健康管理、労務管理、施設基盤・物資の確保に努める。(4) 業務体制については、1) 相談、2) 地域の医療・検査体制の整備、3) 積極的疫学調査、4) 健康観察・生活支援、5) 移送、6) 入院・入所調整、7) 水際対策において、平時からの役割分担、体制整備等に努める。(5) 関係機関との連携にあたっては、平時から会議・研修等を通じ、「顔の見える関係」を構築し、実働的な連携構築を図る。(6) 平時から国の取組を踏まえつつ感染症対応業務に使用するICTシステム（感染症サーベイランスシステム等）を運用する等、感染症に関する情報管理に努める。また、本庁と連携しながら、住民や関係機関に対し正確な情報を共有し、感染症に関する正しい知識の普及啓発に努める。
第3章 感染状況に応じた取組、体制	
(1) 組織体制 (2) 業務体制 (3) 関係機関との連携 (4) 情報管理・リスクコミュニケーション	「第2章 平時における準備」に記載した各取組・体制について、次の時期ごとに想定される業務等を記載 <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外や国内で新たな感染症等が発生した時（発生の公表前）</li> <li>・流行初期（発生の公表から1か月間）</li> <li>・流行初期以降</li> <li>・感染が収まった時期</li> </ul>
資料編	
	○感染症危機管理対応図 ○留萌保健所健康危機管理体制 ○管内外来対応医療機関 ○BCP計画 ○標準様式、テンプレート等

